刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和８年９月２８日午後４時００分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所３階３０１会議室に招集する。

記

議案第２４号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について

議案第２５号　地域計画変更に係る意見聴取について

議案第２６号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２７号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第２８号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２９号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第３０号　農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

議案第３１号　農用地利用計画の変更について（協議）

議案第３２号　刈谷市南部地区の農業の振興に関する計画について（協議）

報告第２４号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第２５号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

報告第２６号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について

農業委員

出　席　者　　１３名

１番　近藤　輝彦	２番　岡田　章義	３番　正木とよ子	４番　清水ほづみ
５番　加塚　豊久	６番　鈴木　勝之	７番　山本　坂一	９番　加藤　佳子
１０番 加藤　彰夫	１１番 山田　友樹	１２番 神谷　友裕	１３番 近藤　靖
１４番 杉浦　克己			

欠　席　者　　１名

８番　近藤　尚登

農地利用最適化推進委員

出　席　者　　１２名

１番　近藤　俊彦	２番　神谷　修二	３番　近藤　祝光	４番　岡村　信幸
５番　戸田　一成	６番　酒井　行教	８番　野村　隆治	９番　杉浦　克敏
１０番 清水　文髙	１１番 平野　正美	１２番 高須　哲也	１３番 稲垣　重雄

欠　席　者　　１名

７番　神谷　博之

午後４時００分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記２名を指名する。

議事録署名者　　６番　鈴木　勝之　　７番　山本　坂一

議　　事

議　　長　はじめに、議案第２４号を上程します。

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　それでは、説明させていただきます。

１ページをお願いします。

議案第２４号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について、次のとおり提案します。

（１）基本構想の変更案につきましては、事前に配布しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」の資料に沿って概要を説明します。

１　市町村基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、農業経営の基本的指標や農用地の利用集積の目標等を定め、その実現のためのとるべき措置等を示すものになります。

２　基本構想の変更理由ですが、県の基本方針は概ね５年ごとにその後の１０年間について定めることとされており、愛知県が令和８年４月に基本方針の見直しを行ったことに伴い、改正後の基本方針に即し

て刈谷市の基本構想を見直す必要があるためです。

３　基本構想の構成についてです。

こちらは、別添の基本構想案で説明させていただきます。

１ページをお願いします。第１の農業経営基盤の強化の促進に関する目標では、２ページの２農業構造の現状及び見通しの段落に記載のあるとおり、農家戸数及び耕地面積は減少傾向が続くことが想定されることや、３農業経営の目標としては３ページの表にあるとおり、効率的かつ安定的な農業経営の目標としては、年間農業所得が主たる従事者１人当たり概ね４００万円、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標としては、主たる従事者１人当たり概ね２５０万円を目指すこととしていること、次に６ページをお願いします。下から４行目、（２）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標としては、７ページ上から３行目、本市においては年間１人の新規就農者の確保を目標としています。

８ページをお願いします。第２の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、上から３行目、先ほどの目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について、下段の表から１３ページの表まで、様々な事例を用いて示しています。

１４ページをお願いします。第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項では、すぐ下、１農業を担う者の確保及び育成の考え方の段落の３行目後半、認定農業者制度や認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、西三河普及課、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むことを記載しています。

１６ページをお願いします。第４の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標では、下の表のとおり、効率的かつ安定

的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標をこれまでと同様、概ね６５％としています。
１８ページをお願いします。第５の農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、７行目、１農用地利用改善事業の実施を促進する事業から６その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業まで、これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとしています。
それでは、先ほどの基本構想の変更についてと書かれた１枚の資料に戻っていただきまして、
４　主な変更内容としては３点あり、(1) 地域計画の内容追加につきましては、地域計画のブラッシュアップの支援及びその実現に向けた内容を追加しています。
次に、(2)利用権の内容を削除し、農地中間管理機構の内容に変更につきましては、相対契約である利用権の設定が令和７年度から中間管理機構に一本化されたことに伴い、それに伴う変更を記載しています。あわせて利用権設定の内容を記載していた別紙１及び別紙２の項目を削除しました。
最後に、(3)その他法改正、県基本方針及び施策の変更等に伴う文言修正を全体的に行っております。
それぞれ詳しい内容につきましては、別添の新旧対照表及び基本構想案でご確認ください。
なお、西三河農林水産事務所農業改良普課及び農政課、刈谷営農センター及び刈谷北部営農センターには、事前に内容をご確認いただいております。
以上が議案書の（１）基本構想の変更案についての説明になります。

議案書に戻りまして、（２）の提案理由につきましては、令和８年４月１日付けで愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更が行われたことに伴い、刈谷市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更を行うことについて、刈谷市長より意見を

求められたからであります。

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第２４号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議　　長　　異議なしと認め、議案第２４号を原案通り決定します。
次に、議案第２５号を上程します。
それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
２ページをお願いします。
議案第２５号
地域計画変更に係る意見聴取について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく地域計画の変更について、次のとおり提案します。
（１）地域計画の変更につきましては、左肩に参考様式第５－２号と書かれたホチキス止めの資料２つをご用意ください。
本日の審議において議案第３１号において農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外についての協議がありますが、農振除外する際には地域計画の目標地図から対象農地を外しておかなければ農振除外することができないこととなっているため、地域計画の変更を行うものです。
該当する地区は刈谷北部地区、刈谷南部地区の２つになります。各地域計画には様式第５－２号の全体説明と変更後の目標地図をつけておりますが、全体図だけではわかりにくいため、今回地域計画から外す

対象農地の一覧表とそれぞれの詳細地図もつけており、今回除外対象となった農地を赤色で囲っております。なお、様式第５－２号につきましては、地域計画の区域内における農地面積等に若干の変更がありますが、他には変更点がないため、内容については目標地図にて説明させていただきます。

まず、参考様式第５－２号の１枚目の上段の表の一番下の項目に「刈谷北部地区」と記載のあるものをお願いします。

８ページの一覧表をお願いします。サッカーグラウンドの建設に対して、一部目標地図に定められていた箇所がありましたので変更しています。案件の詳細につきましては議案第３１号にて説明させていただきますので、変更箇所のみ９ページの詳細地図でご確認ください。

次に参考様式第５－２号の１枚目の上段の表の一番下の項目に「刈谷南部地区」と記載のあるものをお願いします。

５ページの一覧表をお願いします。分家住宅２件の申請がありました。案件の詳細につきましては、先ほどと同様に議案第３１号にて説明させていただきます。変更箇所は６ページ、７ページの詳細地図でご確認ください。

以上２地区３か所を地域計画から外していくものになります。

議案書に戻っていただきまして、（２）提案理由について、この案を提出したのは、同法同条第６項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聞かなければならないからであります。

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

山田友樹　　地域計画の変更に係る意見聴取となっているが、地域計画に位置付け
委　　員　　られ計画的に投資をして営農していた農地が大幅に開発などで転用に

なる場合に、農業委員会での意見はどれぐらい転用計画に反映されるものなのか。

事 務 局　農業委員会での意見を踏まえて、転用計画の修正や内容を見直していくよう求めることはできると考えています。転用計画自体を白紙に戻すことは難しいと思うが、農業委員会の意見を尊重してもらえるよう事務局から伝えていきます。

山田友樹委員　一番の課題は、大規模な開発や転用計画が最終的な段階になってから突然農家側にその内容が提示されることであると感じている。話が出た早い段階で農家側に意見を聞くような体制を整えてほしい。
営農者が予定していた投資計画を早めに変更できるような措置を講じてもらえるのであれば、農業委員会へ意見を聞く効果があるのではないか。

事 務 局　今年度も地域計画の協議の場を開催する予定となっていますが、その話し合いの中で、以前からも大規模な道路建設計画がある場合など先に教えてほしいという話も聞いております。情報共有できる部分については、先行してお伝えしながら地域計画を定めていきたいと考えています。

議　　長　他に質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第２５号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　異議なしと認め、議案第２５号を原案通り決定します。
次に、議案第２８号受付番号１５を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、私、神谷友裕は退席いたします。

退席中の議事進行は山本会長代理にお願いいたします。

（神谷友裕委員退席）

山本坂一委員　それでは事務局に説明を求めます。

事務局　それでは、説明させていただきます。

５ページをお願いします。

議案第２８号

農地法第５条の規定による許可申請について

〔受付番号１５〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

（転用事由）

工場敷地

申請地は、刈谷市不燃物埋立場の東約１０ｍのところに位置しています。概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申請人は、刈谷市に本社を置き、総合建設業等を主な業務とする法人です。既存のプラント工場の老朽化が進んでいることに加え、新たに廃プラスチックのリサイクル事業に取組むため、既存プラントの更新

及びリサイクル棟の建築を計画しました。
そこで、市街化調整区域内ではありますが、リサイクル棟１棟３，１２０㎡、リサイクル受入評価棟１棟１５９１．６６㎡、事務所棟１棟１，１８４．９５㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。
また、都市計画法建築許可と盛土規制法許可については建築課と雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と、道路承認工事許可については農政課及び土木管理課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

説明は以上です。

山本坂一委員　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第２８号受付番号１５を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

山本坂一委員　異議なしと認め、議案第２８号受付番号１５を原案通り決定します。

（神谷友裕委員着席）

議長　次に、議案第３０号整理番号４５から４８を上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、加藤彰夫委員は退席をお願いします。

（加藤彰夫委員退席）

議　　長　　それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。

９ページをお願いします。

議案第３０号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号４５〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１１月１日から令和１８年１月３１日まで

以下、１０ページの〔整理番号４８〕まで４件の申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議　　長　　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等はありませんか。

質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。

議案第３０号整理番号４５から４８を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　異議なしと認め、議案第３０号整理番号４５から４８を原案通り決定します。

（加藤彰夫委員着席）

議　　長　それでは、議案第２６号から議案第３２号及び報告第２４号から報告第２６号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局　それでは、説明させていただきます。
３ページをお願いします。
議案第２６号
農地法第３条の規定による許可について

〔受付番号３〕
（権利の種類）
所有権移転
（所在及び面積）
●●●●
（譲渡人）
●●●●
（譲受人）
●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は１３４ａになります。なお、全部効率利用要件や農作

業常時従事要件などは書類や現地調査から確認しており、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

４ページをお願いします。

議案第２７号

農地法第４条の規定による許可申請について

〔受付番号２〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

駐車場

申請地は、国道２３号富士松インターの西約２３０ｍのところに位置しています。農地区分は、インターチェンジから概ね３００ｍ以内の農地であるため、第３種農地と判断致しました。

申請人は、長年申請地を共同住宅の駐車場として利用していましたが、所有地の管理状況を確認したところ、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、駐車場２０台分３９８㎡について始末書添付の上、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

５ページをお願いします。

議案第２８号

農地法第５条の規定による許可申請について

〔受付番号１２〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、富士松中学校の南約４００ｍのところに位置しています。
農地区分は、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地であるため、第３種農地と判断致しました。
申請人は、住所地にて家族３人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟１２５．７５㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。
なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号１３〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

資材置場

申請地は、フローラルガーデンよさみの南東約１００ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申請人は、薪販売業を営む個人で、市内外で点在している薪置場を地主より返却を求められていることから適地を探していたころ、申請地の地主の承諾が得られたため、市街化調整区域内ではありますが、資材置場４９９㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

〔受付番号１４〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、富士松北小学校の北東約１００ｍのところに位置しています。農地区分は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね１０ha 未満の農地であるため、第２種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族３人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟１２９．６０㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

７ページをお願いします。
〔受付番号１６〕
（権利の種類）
使用貸借権
（所在及び面積）
●●●●
（貸人）
●●●●
（借人）
●●●●
（転用事由）
分家住宅建築

申請地は、富士松図書館の北約３００ｍのところに位置しています。
農地区分は、水道管等が埋設されている道路沿いで、概ね５００ｍ以内に２つ以上の公共施設等がある農地であるため、第３種農地と判断致しました。
申請人は、住所地にて家族２人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟７９．３８㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。
なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可

の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号１７〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、小垣江東小学校の南約５５０ｍのところに位置しています。
農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。
申請人は、住所地にて家族２人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟５７．９１㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。
なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号１８〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、愛知教育大学付属高校の南西約５００ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族３人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟１３４．５７㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号１９〕

（権利の種類）

使用貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

分家住宅建築

申請地は、愛知教育大学の北約３００ｍのところに位置しています。
農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。
申請人は、住所地にて家族２人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅１棟１０７．６４㎡を整備したく、本申請に及んだものです。
なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和８年８月２５日付けで農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。
なお、都市計画法建築許可については建築課と道路承認工事許可については農政課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

８ページをお願いします。
議案第２９号
相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号１〕
（所在及び面積）
●●●●
（相続人）
●●●●
（被相続人）
●●●●
（納税猶予発生日）
令和８年１月７日
（事由）
納税猶予適用のため

９ページをお願いします。

議案第３０号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号４４〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人　愛知県農業振興基金

（期間）

令和８年１１月１日から令和１７年１１月３０日まで

１１ページをお願いします。

議案第３１号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容　除外〕

〔整理番号１〕

（所在及び面積）

●●●●

（申出人）

●●●●

（事業計画）

分家住宅建築

申出地は、フローラルガーデンよさみの西約５５０ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。
申出人は、住所地にて家族２人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、農振農用地ではありますが、分家住宅１棟１０２．４７㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容　除外〕
〔整理番号２〕
（所在及び面積）
●●●●
（申出人）
●●●●
（事業計画）
サッカーグラウンド

申出地は、北部生涯学習センターの北約３００ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。
申出人は、東京都に本社を置き、スポーツクラブ・サッカークラブの運営を主な事業とする法人です。隣接する既存のサッカーグラウンドと連携しながら地域に密着したスポーツ施設として、新たなサッカーグラウンドの建設を計画しました。
そこで、農振農用地ではありますが、サッカーグラウンド４，７６５．５㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔変更内容　除外〕

〔整理番号３〕

（所在及び面積）

●●●●

（申出人）

●●●●

（事業計画）

分家住宅建築

申出地は、朝日中学校の南約６００ｍのところに位置しています。農地区分は、概ね１０ha 以上の規模の一団の農地であるため、第１種農地と判断致しました。

申出人は、住所地にて家族３人で暮らしていますが、手狭であることから新たな住宅を建築するため、農振農用地ではありますが、分家住宅１棟１３１．５６㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

１２ページをお願いします。

議案第３２号

刈谷市南部地区の農業の振興に関する計画について（協議）

この計画につきましては、平成１２年３月に施行された「農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえて定められた国のガイドライン及び県の指導に基づいて定めるものです。ほ場整備や埋め立て等を「面的」な整備というのに対し、パイプライン化などを「線的」な整備といいますが、このような線的整備が完了後８年を経過していない区域の土地を除外するに当たっては、通常の農用地利用計画のほか、本計画において、その種類、規模、位置を定める必要があります。

下表の案件は、さきほどの農振除外の整理番号３について説明したものですが、中井筋地区のかんがい排水事業が施工中であり、工事完了

後８年未満であるため、本計画を定めることとし、農業委員会に協議するものです。

１３ページをお願いします。

報告第２４号

農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

〔受付番号１５〕

（所在及び面積）

●●●●

（申請人）

●●●●

（転用事由）

住宅敷地

以下、〔受付番号１８〕まで、住宅建築１件、共同住宅建築１件、駐車場１件の届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

１４ページをお願いします。

報告第２５号

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

〔受付番号６８〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

（転用事由）

住宅敷地

以下、１７ページの〔受付番号８０〕まで、住宅建築及び住宅敷地７件、分譲住宅敷地３件、駐車場２件の届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

１８ページをお願いします。

報告第２６号

農地法第１８条第６項の規定による通知書について

〔整理番号８〕

（所在及び面積）

●●●●

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（解約通知日）

令和８年８月２７日

（解約形態）

合意解約

（解約事由）

耕作者変更のため

以下、２２ページの〔整理番号１６〕まで、耕作者変更１件、売買１件、転用６件の届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議　　長　　上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第２６号から議案第３２号及び報告第２４号から報告第２６号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議　　長　　異議なしと認め、議案第２６号から議案第３２号及び報告第２４号から報告第２６号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午後４時４５分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者　　会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本会議に参与した者	事務局長	石　川　晴　雄
	課長補佐兼係長	酒　井　武　士
	主任主査	高　橋　佑　斗
	主　　査	新　美　晶　子
	主　　事	加　藤　立　紀